

学研高山地区第2工区まちづくり検討有識者懇談会開催要綱

(目的)

第1条 学研高山地区第2工区のまちづくり（以下、「第2工区のまちづくり」という。）について「学研高山地区第2工区の将来のあり方（平成28年2月）」を踏まえ、検討するに当り、意見又は助言等を求めるため、「学研高山地区第2工区まちづくり検討有識者懇談会」（以下、「懇談会」という。）を開催することに關し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2工区のまちづくりの方向性に関すること。
- (2) 第2工区のまちづくりの方策に関すること。
- (3) その他第2工区のまちづくりに關し市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関等に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇談会への参加を求るものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇談会に關係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 懇談会は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準（平成24年10月9日）

第2条第1項第2号及び第3号を適用し、非公開とする。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、都市計画課学研推進室において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に關し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

学研高山地区第2工区まちづくり検討有識者懇談会開催要綱第3条に基づき
懇談会への参加を求める者

区分	氏名	所属母体・役職
学識経験のある者	伊藤忠通	奈良県立大学学長
	増田 昇	大阪府立大学大学院教授
	松中亮治	京都大学大学院准教授
	村橋正武	立命館大学上席研究員
	横矢直和	奈良先端科学技術大学院大学副学長
関係行政機関等に属する者	瀬渡比呂志	関西文化学術研究都市推進機構常務理事
	山本 昇	生駒市副市長